

## 事務局資料 「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の概要」

---

2022年9月29日



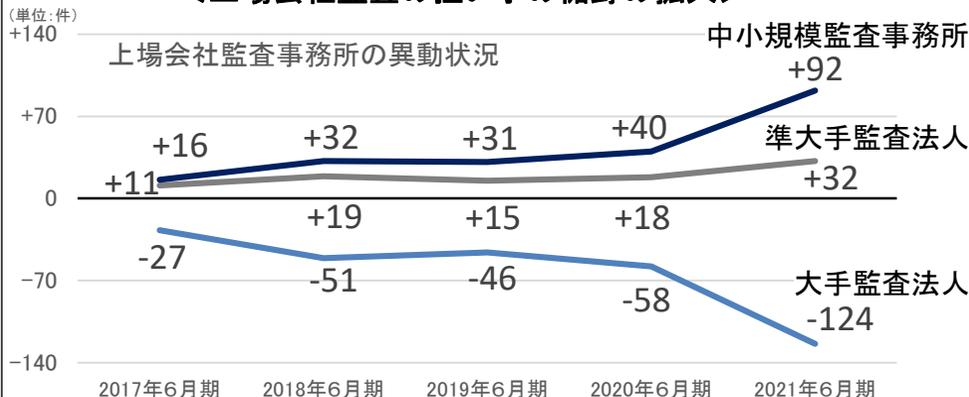
金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

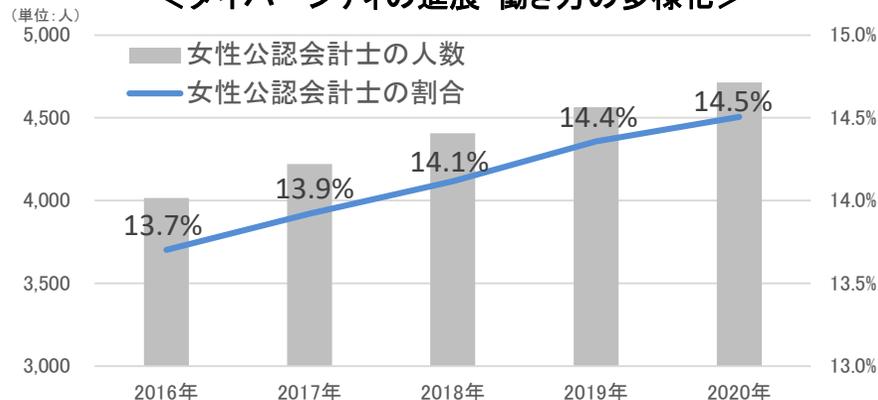
# 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律(2022年5月成立) 概要

会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、**会計監査の信頼性確保**や公認会計士の一層の**能力発揮・能力向上**に資する制度を実現

## ＜上場会社監査の担い手の裾野の拡大＞



## ＜ダイバーシティの進展・働き方の多様化＞



## 会計監査の信頼性確保

### 上場会社監査に関する登録制の導入

- 上場会社監査について、法律上の登録制を導入  
【公認会計士法第34条の34の2等】
  - 登録に際し、日本公認会計士協会が適格性を確認  
【公認会計士法第34条の34の6】
  - 上場会社の監査事務所に対し、適切な体制整備を義務付け  
(監査法人のガバナンス・コードの受入れや情報開示の充実を想定)  
【公認会計士法第34条の34の14】
- ※ 上場会社等には、登録を受けた監査事務所から監査証明を受けることを求める。  
【金融商品取引法第193条の2第1項・第2項】

### 公認会計士・監査審査会によるモニタリング

- 効果的・効率的なモニタリングに向け、公認会計士・監査審査会に委任される立入検査権限等を見直し  
【公認会計士法第49条の4第2項】

## 公認会計士の能力発揮・能力向上

### 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

- 現行法は、監査法人の独立性確保のため、
- ・ 監査法人の社員の配偶者が役員等を務める会社等に対して、
  - ・ その社員が監査に関与するか否かを問わず、監査法人による監査業務の提供を制限
- 監査に関与する社員等に対象を限定した制限に見直し  
【公認会計士法第34条の11第1項】

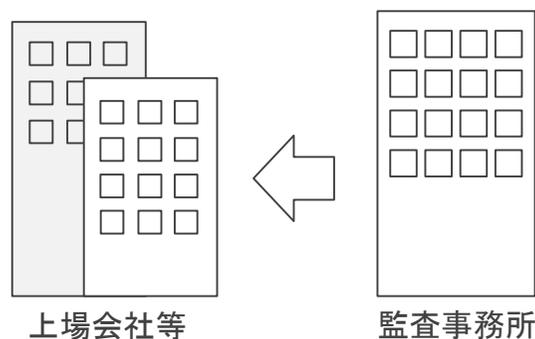
### その他の事項

- ・ 企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加【公認会計士法第17条】
- ・ 資格要件である実務経験期間の見直し(2年以上→3年以上)【公認会計士法第3条】
- ・ 継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備  
【公認会計士法第21条】
- ・ 日本公認会計士協会による会計教育活動の推進  
(協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ)  
【公認会計士法第44条第1項】

# 会計監査の信頼性確保のための方策

## 上場会社監査に関する登録制の導入

- 上場会社等の監査に関する登録制を導入し、日本公認会計士協会が適格性を確認。【公認会計士法第34条の34の2、第34条の34の6等】
  - 登録を受けた監査事務所に対し、適切な業務管理体制の整備等について、より高い規律付け。【公認会計士法第34条の34の14】
- ※ 上場会社等には、登録を受けた監査事務所から監査証明を受けることを求める。【金融商品取引法第193条の2第1項・第2項】



### < 全ての監査事務所に通じる規律 >\*

- 特定の利害関係を有する場合の業務制限
  - 一定の非監査証明業務との同時提供の禁止
- 等

※ 一部、大会社等の監査の場合のみ適用

### < 上場会社等の監査に関するより高い規律 >

- 登録制による適格性の確認
  - 適切な業務管理体制の整備  
(監査法人のガバナンス・コードに基づく組織運営や、情報開示の充実を想定)
- 等

(参考1) 諸外国では、上場会社等の監査を行う監査事務所は、監査監督機関へ登録を行い、監督・検査を受ける制度枠組みとなっている。

(参考2) 中小監査事務所等に対しては、日本公認会計士協会が体制面・ノウハウ面での支援を行い、適切な業務管理体制の整備等を後押し。

## 公認会計士・監査審査会によるモニタリング

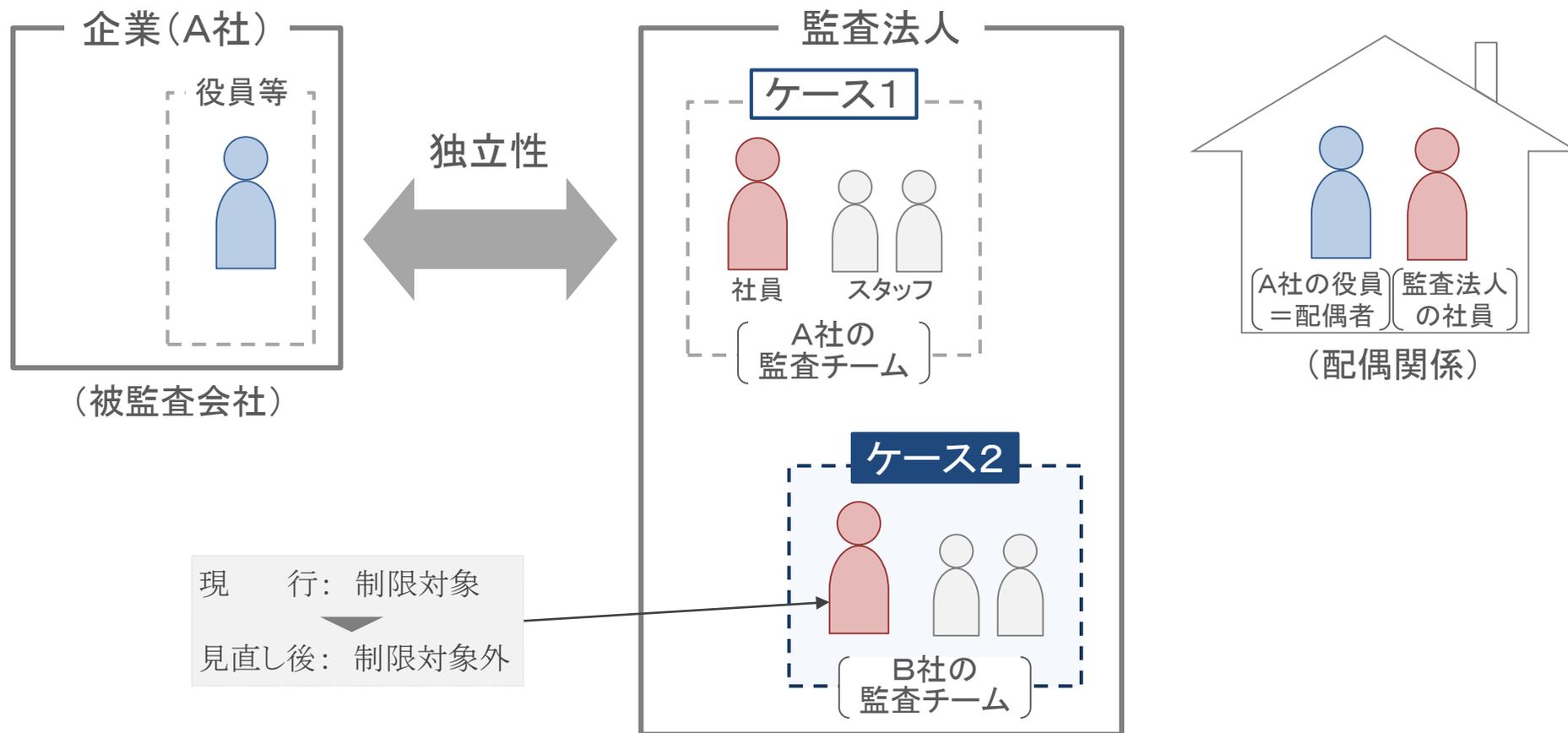
- 公認会計士・監査審査会の立入検査等において、監査法人等の業務運営に加え、虚偽証明等の検証も行えることとする。【公認会計士法第49条の4第2項】



# 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限

- 監査法人と被監査会社等との間の独立性を確保する観点から、現行制度では、監査法人の社員が会社等の役員等と配偶関係を有している場合、当該社員が当該会社等の監査証明業務に関与するか否かを問わず<sup>(注)</sup>、当該監査法人による監査証明業務の提供を禁止。
- 共働き世帯の増加・女性活躍の進展・監査法人の大規模化が進む中、独立性に及ぼす影響を踏まえ、監査法人の社員が監査証明業務に関与するケース(下記「ケース1」)に業務制限の対象を限定。

【公認会計士法第34条の11第1項】



(注) 国際基準における独立性規制は、(監査法人の社員と被監査会社の役員等との関係ではなく)、「監査チーム」のメンバーの範囲などを勘案して規律。